## 平成29年上里町教育委員会第12回定例会会議録

上里町教育委員会

## 平成29年第12回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成29年12月26日(火)午後1時30分場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 議事
  - (1) 議案第44号 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
  - (2) 議案第45号 平成30年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
  - (3) その他
- 4 教育長報告
- 5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 平成 年 月 日( )時 分 場 所

6 閉 会

【休憩】

○ 教育委員会報告・連絡会議

## 平成29年第12回上里町教育委員会会議録

招	集月日 平成 2	29年12月	26日(火)		1	召集場所 _	上里町役場教	故育委員会室
会	会議日程 開 会 午後1時30		1時30分			閉 会	午後2日	寺
招	集者及び宣告者	: 下山 彰夫			議長	教育長	下山 彰夫	
	教 育 委		員			学校教育	課長	高橋 淳
委	教 育 長 〇 下		山 彰 夫	] - 説 出	出	学校教育指	旨導室長	加藤修
員	委員	× 安	藤寛和	明	席	生涯学習	課長	小暮 伸俊
出席	委員	○清	昌 道	の	l	郷土資料	館長	丸山 修
状	委員	○ 島	﨑 勝	た	た	学校教育	指導主事	小久保幹則
況	委員		久戸嘉彦	め	職	学校教育	指導主事	新津 善彦
	※出席	皆○印・欠席	者×印	に	員	学校教育課	教育庶務係長	山田真奈美
	1. 開会		<挨拶・開	会宣言	; ;			
		教育長						
会	2. 前回会議録	の承認	前回会議録	の確認	忍をお	願い致しま	す。質疑等、	ございましたらご発言
		教育長	願います。					
議		委員	<特にな	し>				
		教育長	特に無いよ	うです	つで	、前回の会	議録につい	ては、ご承認頂けたも
進								す。今回の議事録署名
			人については	、清委	員に	お願い致し	/ます。	
行	3. 議事						· -	本日の議事は2件ござ
1.1		教育長		目の議	案第	44号につ	いて、事務	<b>局から説明お願い致し</b>
			ます。					
дЬ					<b>-</b> .		D ## 77 W. =	
状	教育 	庶務係長						要保護児童生徒の認定
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ざいますが、要保護及
								滑化を図るため本案を
況								ハてご説明申し上げま
								11月16日から平成
			•					ついて、上里町要保護
							天肔岁垻弟 5	5条に基づき認定審査
			を行うもの	じめり	よす	0		

Т		
		続きまして認定内容でございますが、認定区分が要保護の新規1
		件1名と、準要保護の新規2件3名です。1件目は生活保護を理由
		とした、要保護の申請です。2件目は児童扶養手当を理由とした準
		要保護の申請で、3件目は生活困窮を理由とした準要保護の申請で
		す。準要保護の申請は、2件とも算定基準値を下回り認定対象とな
		るものです。
会		< 資料に基づき詳細を説明 >
	教育長	只今、議案第44号について説明がありました。内容は、生活保
		護を理由とした要保護の新規申請が1件と、児童扶養手当を理由と
議		した準要保護の申請1件は共に自動的に認定の対象となります。
四友		生活困窮を理由とした準要保護の新規申請1件についても、算定基
		準値以下となり、認定するというものです。
		何かご質問等ございましたら、ご発言願います。
進	委員	<特になし>
	教育長	特にご意見等無いようですので、議案第44号につきましては、
		提案のとおり認定するという事でよろしいでしょうか。
行	委員	< 承 認 >
	教育長	議案第44号は提案のとおり承認されましたので、事務局は、手
		続きをお願いします。
状		次に議案第45号について、事務局説明願います。
1/\		
	教育庶務係長	議案第45号平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定
		についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及
		び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を
況		提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げま
		す。初めに概要でございますが、就学援助費の内、準要保護児童生
		徒に支給される、新入学用品費の入学前支給実施に伴い、平成30
		年度に町立の小中学校に新入学を予定している児童等の保護者よ
		り、平成29年11月1日から12月15日までに申請のあった
		り、平成29年11月1日から12月13日までに申請のあろた

		者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要項
		第5条に基づき認定審査を行うものであります。
		次に認定内容でございますが、準要保護の新規10件11名、継
		続24件43名であります。
		1ページは非課税を理由とした申請、2ページから5ページが児
		童扶養手当の受給を理由とした申請、6ページは生活困窮を理由と
会		した準要保護の申請となっています。
		< 資料に基づき詳細を説明 >
	教育長	只今、事務局から説明がありましたのは、平成30年度の要保護
議		及び準要保護児童生徒の認定についてでありました。例年、次年度
时发		の認定は新年度になってから行っておりましたが、先程説明があっ
		た様に、新1年生に対し、新入学用品費の入学前支給を行うために
		この時期に手続きを行うものです。
		この件に関しまして、ご意見等ございましたらご発言願います。
進		
	清委員	この手続きは、毎年行っていたものですか。
	教育庶務係長	毎年、年度初めの5~6月に行っていましたが、この時期に行う
		のは初めてです。国が生活保護世帯への入学準備金の支給を入学前
行		に行う事としたため、準要保護世帯への支給も国の制度にならい、
		時期を早め支給できるよう、平成30年度の新入学児童生徒の認定
		手続きを今の時期に行うものです。
状 ——	教育長	今回は、来年度小中学校に新1年生として入学予定の子どもがい
		る世帯の認定ですが、今度の6月には今まで通り、継続世帯の認定
		審査があります。
	清委員	資料の中で学年1と記載の者は、来年度新1年生として入学予定
況		の子、と言う意味ですね。
	サンド マング グロー・	
	教育庶務係長	はい、その通りです。
	阿九 三禾阜	△□の次率は英1年上の世世のスペールは EEファの制度の土分
	阿久戸委員	今日の資料は新1年生の世帯のみですけど、既にこの制度の支給 対象 トカーズ いる 世界 たい 加根 されていれば 教えて頂きない
		対象となっている世帯数とか把握されていれば教えて頂きたい。

	教育長	 今、調べますのでお待ちください。
		この席でご審議いただく、職業不安定を理由とした生活困窮世帯
		はそれほどは多くないと思いますが、制度上、非課税世帯と児童扶
		養手当支給対象世帯は自動的に準要保護世帯となるので件数は多く
		なると思います。
会	教育庶務係長	今現在支給対象としていますのは、小学生が150名、中学生が117
		名です。
	阿久戸委員	何れ、この子たちが卒業すれば、その世帯はこの制度から抜ける
議		ことが出来るのでしょうか。折角この制度で支援を行っている訳だ
硪		から、その子たちが卒業したら、その世帯が保護を受けなくて済む
		など、自立するのに役立っているのか、気になる所ですね。子供た
		ちが卒業後に就職して、家計を助け、保護対象世帯から抜け出せた
		かどうかまでの把握は難しいのでしょうか。今お聞きしたように対
進		象人数が多いので、その方達、その世帯がその先どうなるのか、や
		がて自立できているのか、何かしら教育委員会としてできることが
		あるのであれば考えて行った方が良いのではないかと思いました。
	教育長	生活保護は最低限度の生活を保護し、自立を助長する制度で、準
行		要保護は経済的に困窮している家庭の児童生徒が、円滑に義務教育
		を受けられるよう、就学に必要な費用のみを支援の対象とするとい
		った、各制度上の目的があり、目的に沿った運用を行っています。
		このため、自立するための支援や、義務教育を終えた子供がいる世
状 ——		帯への追跡調査等は教育委員会としては難しいと思います。
1/\		
	阿久戸委員	一概に高校に進学すれば良いと言った事でもないと思いますが、
		高校進学が将来的な経済的自立にも繋がるでしょうし、そのための
		学習支援もあれば、今の制度と併せ、厚みも増すのかなと思います。
況		
	教育長	そうですね。そう思いますが、あくまでも、教育委員会で扱う就
		学援助制度は、生活困窮世帯の小中学生の就学や学校生活に必要な
		費用の支援であり、義務教育中の期間中に限られたものですので、
		高校生以上となると奨学金制度を活用していただく方法しかないと
		思います。

	教育長	他にご意見等ございますか。
	7/ F/	
		<特になし>
	271	113,1 = 3, = 1
		他に特にご意見等無いようですので、議案第45号につきまして のででででででででででででででででででででででできまして
		は、提案のとおり認定するという事でよろしいでしょうか。
会		
	委員	< 承 認 >
	教育長	議案第45号は提案のとおり承認されましたので、事務局は、手
辛		続きをお願いします。
議		次にその他について、委員の皆様から何かございますか。
	清委員	インフルエンザに伴う、学級閉鎖等の状況を教えて下さい。
進	教育庶務係長	今月当初に賀美小学校で1クラス学級閉鎖となり、その後長幡小
		学校で5クラスが続けて学級閉鎖となりましたが、現在は治まった
		ようです。
	教育長	その他に何かございますか。
行		
-	委員	<特になし>
-		
	4. 教育長報告	それでは次に教育長報告ですが、今月は特に報告させて頂く事案
状	教育長	はございませんが、学校は22日に終業式を終え年末年始の休みに
		入りました。学校へは子供たちの休み中の交通事故等に十分注意す
		るよう指示をしたところです。このまま何事もなく、1月9日の始
-		業式が無事に迎えられればいいな、と思っているところです。私か
		らの報告は以上です。
況	- ファルのまで	な)。 ファルの東西マ上が、チロッドが、シロン・ジン・シン
	5. その他の事項	次に、その他の事項ですが、委員の皆様から何かございますか。
	教育長   教育長	/ 柱 / テナン   〜
	委員	<特になし>

	教育長	では、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思いますが、
		1月30日、午後1時30分からでお願いしたいと思いますが、委
		員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
会	教育長	では、次回の定例教育委員会は、平成30年1月30日火曜日、
		午後1時30分より、当会場で行います。
	6. 閉会	
	教育長	上で、12月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。皆様、
議	2/1/2	ご苦労様でした。
進		
行		
		会議録署名人 (教育長)
		会議録署名人(委員)
		会議録調製者(学校教育課長) 高橋 淳
状		
>		
況		